

令和6年6月21日
内閣府

【概要書】

南スーダン国際平和協力業務実施計画の変更
南スーダン国際平和協力業務の実施の状況

標記の報告書を衆議院議長に提出いたしました。

連絡先は省略。

令和 6 年 6 月
内 閣 府
外 務 省
防 衛 省

南スーダン国際平和協力業務実施計画の変更について

本報告は、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成 4 年法律第 79 号）第 7 条第 1 号の規定に基づき、変更に係る実施計画の内容を国会に報告するものである。報告の内容は以下のとおり。

【変更内容】

南スーダン国際平和協力業務実施計画の 2（3）国際平和協力業務を行うべき期間の期限を「令和 6 年 6 月 30 日」から「令和 7 年 6 月 30 日」に延長する。

以上

令和 6 年 6 月
内 閣 府
外 務 省
防 衛 省

南スーダン国際平和協力業務の実施の状況について

本報告は、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成 4 年法律第 79 号）第 7 条第 3 号の規定に基づき、実施計画の変更前の期間における国際平和協力業務の実施の状況を国会に報告するものである。報告の内容は以下のとおり。

1 経緯

国際連合南スーダン共和国ミッション（以下「UNMISS」という。）の設立の経緯及び任務の内容並びに我が国における南スーダン国際平和協力業務の実施等についての決定等について記述。

2 南スーダン国際平和協力業務の実施の状況に関する事項

（1）司令部業務の概要

16 次にわたり派遣した司令部要員の業務等について記述。

（2）施設部隊等業務の概要

11 次にわたり派遣した陸上自衛隊の南スーダン派遣施設部隊等の活動実績を記述。

（3）航空自衛隊による補給の実施

航空自衛隊による補給の実施についての実績（14 回）を記述。

（4）連絡調整業務の概要

関係省庁（内閣府、外務省及び防衛省）から派遣された連絡調整要員による業務の概要等を記述。

3 施設部隊の撤収の経緯

平成 29 年 5 月末までに施設部隊を撤収させた経緯を記述。

4 物資協力の実施

これまで UNMISS に協力するために実施した物資協力の実績（平成 25 年 12 月の弾薬の無償譲渡、平成 26 年 3 月のテント及びビニールシートの無償譲渡並びに平成 29 年 5 月の施設部隊撤収の際の重機、車両、居住関連コンテナ等の無償譲渡）を記述。

以上